民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について

〔沿革〕平成 12 年 3 月 30 日　障障第 11 号・障精第 21 号・老計第 13 号各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長あて厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長・厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長・厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知

民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)、任意後見契約に関する法律(平成 11 年法律第 150 号)、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 11 年法律第 151 号。以下「整備法」という。)及び後見登記等に関する法律(平成 11 年法律第 152 号)が平成 11 年 12 月 8 日に公布され、平成 12 年 4 月 1 日より施行されることになるが、整備法において老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部が改正され、市町村による審判の請求に関する規定が設けられた。

今般、「成年後見制度の創設に伴う厚生省関係法令の改正等について」(平成 12 年 3 月 27 日付け障第 193 号、健政発第 321 号、健医発第 520 号、生衛発第 463 号、医薬発第 307 号、社援第 688 号、老発第 255 号、児発第 194 号、保発第 44 号、年発第 207 号、庁保発第 9 号大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、保健医療局長、生活衛生局長、医薬安全局長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長、保険局長、年金局長、社会保険庁運営部長連名通知)において別途通知することとされていた市町村長の審判の請求における留意事項等について、左記のとおり定めたので、御了知の上、管下市町村にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1　市町村における成年後見開始の申立事務について

成年後見制度は、私法上の法律関係を規律するものであり、本人、配偶者、4 親等内の親族等の当事者による申立に基づく利用に委ねることが基本となるが、判断能力が不十分な痴呆性高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立が期待できない状況にあるものについて、当事者による審判の請求を補完し、成年後見制度の利用を確保するため、これらの者に対する相談、援助等のサービス提供の過程において、その実情を把握しうる立場にある市町村長に対し、審判の請求権を付与することとしたものである。

こうしたことを踏まえ、市町村長の審判の請求を行うか否かの判断に当たっては、別添 1 及び別添 2 を参考にされたい。

また、判断能力が不十分な痴呆性高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立が期待できない状況にあるものについての権利擁護のための支援策としては、市町村長の審判の請求に基づく成年後見制度の活用のほか、地域福祉権利擁護事業の活用も考えられること、さらに、身寄りのない痴呆性高齢者等は、老人福祉法第 10 条の 4 又は第 11 条に基づく市町村の措置等の対象になりうることを申し添える。(任意後見契約が登記されている場合には、原則として当該契約が優先することになる。(任意後見契約に関する法律第 10 条))

なお、成年後見制度と地域福祉権利擁護事業との関係については、「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う地域福祉権利擁護事業の実施上の留意点について」(平成 12 年 3 月 30 日社援地第 14 号厚生省社会・援護局地域福祉課長通知)を参考にされたい。

2　市町村長の審判の請求における留意事項等について

（1）　申立書について

申立書について、家庭裁判所で用いられる書式例(別添 3)を参考までに添付する。なお、実際の申立てに当たっては、その提出先が後見・保佐・補助の開始の審判を受ける者の住所地を管轄する家庭裁判所であることから、記載方法等については、管轄の家庭裁判所に確認されたい。

（2）　審判の請求に要する費用について

審判の請求にあたっては、印紙代(600 円)、登記手数料(後見・保佐・補助の開始の審判の申立については、4,000 円)、鑑定費用等の費用負担が必要となる。また、後見等の開始後には、後見等の事務を行うために必要な経費や成年後見人等の報酬等の費用負担が必要となるが、これらについては、本人が負担することになること。

（3）　成年後見人等の候補者について

申立てに当たっては、適当な成年後見人等の候補者がある場合には、これを申立書に記載することが望ましいが、家庭裁判所は、成年後見人等の選任に当たって、

・　成年被後見人等の心身の状態並びに生活及び財産の状況
・　成年後見人等となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人等との利害関係の有無
・　成年後見人等となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人等との利害関係の有無
・　成年被後見人等の意見
・　その他一切の事情

を考慮しなければならないこととされている。(改正後の民法第 843 条第 4 項、第 876 条の 2 第 2 項及び第 876 条の 7 第 2 項)

市町村長の審判の請求の際に成年後見人等の候補者を申立書に記載する場合、例えば、痴呆性高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、社会福祉施設に入所して

いるものについては、当該施設の施設長や当該施設を経営する法人を成年後見人等とすることは本人にとって利益相反に当たる可能性があることに留意すること。

（4） 医師の診断書について

補助開始の審判の際に必要となる医師の診断書についても、最高裁判所事務総局家庭局作成の書式例(別添 4)を参考までに添付する。

（別添省略）

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について

〔沿革〕平成 17 年 7 月 29 日　障障発第 0729001 号等通知

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、精神保健及び精神障害者福祉の関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 及び知的障害者福祉法（昭和 35 年法律 37 号）第 27 条の 3 に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村申立て」という。）に関しては、これまで、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成 12 年 3 月 30 日付け障障第 11 号、障精第 21 号、老計第 13 号厚生省大臣宮房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知）において、市町村長は高齢者等の 4 親等以内の親族の有無を確認した上で市町村申立てを行う、との手続きを例示として示してきたところである。

しかしながら、4 親等内の親族の有無確認が極めて繁雑であることも要因となって、市町村申立てが十分に活用されていない状況にあった。このため、市町村申立ての手続きの例示を下記のとおり見直すこととし、併せて、別添１及び別添２を別紙のとおり改めたのでご承知の上、管内市長新に周知を図られたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

１　市町村申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ２親等以内の親族の有無を確認すること。

２　１の結果、２親等以内の親族がいない場合であっても、３親等又は４親等の親族があって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村申立ては行わないことが適当であること。

(別添1)

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者)

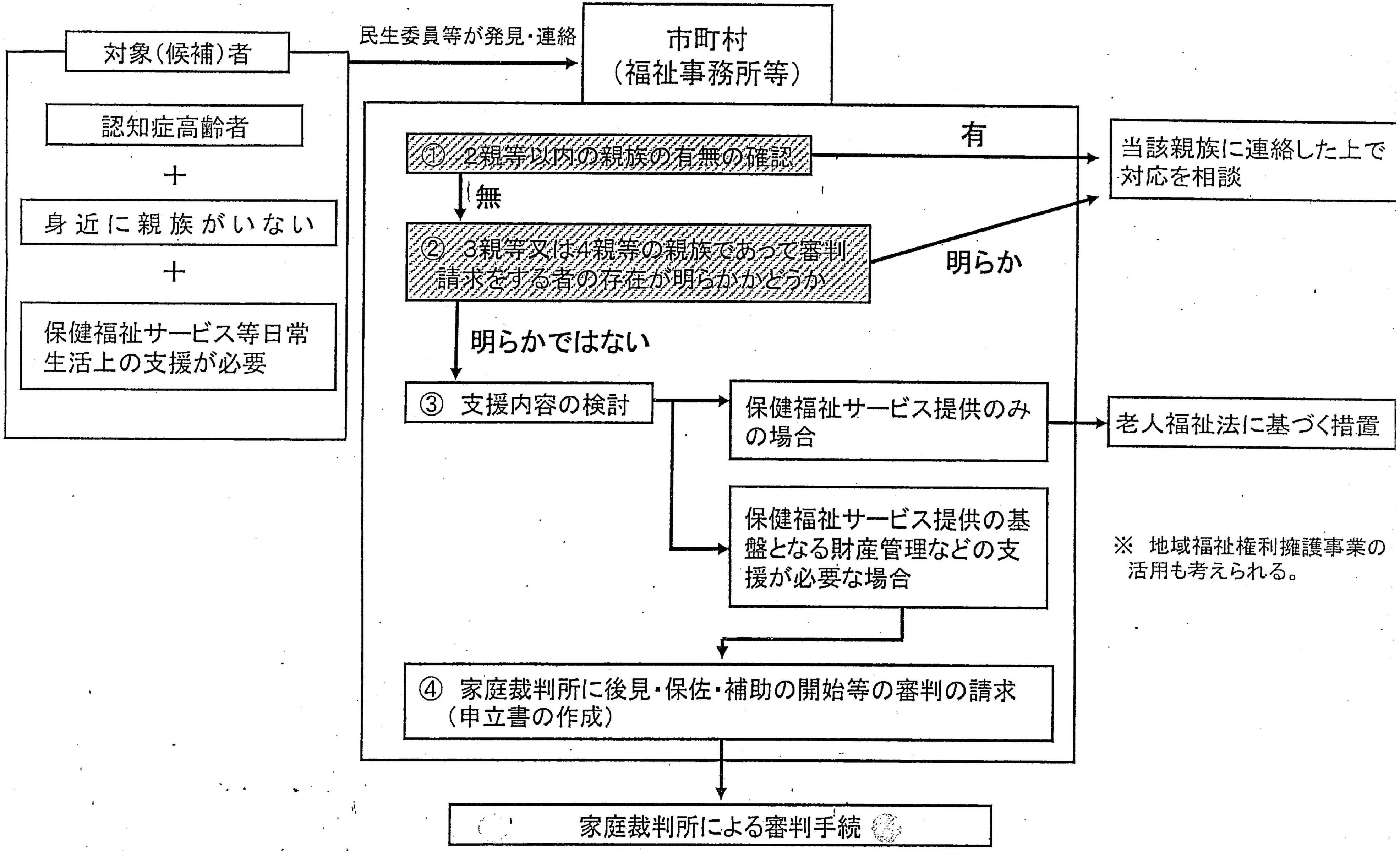

（別添2）

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示（精神障害者・知的障害者）

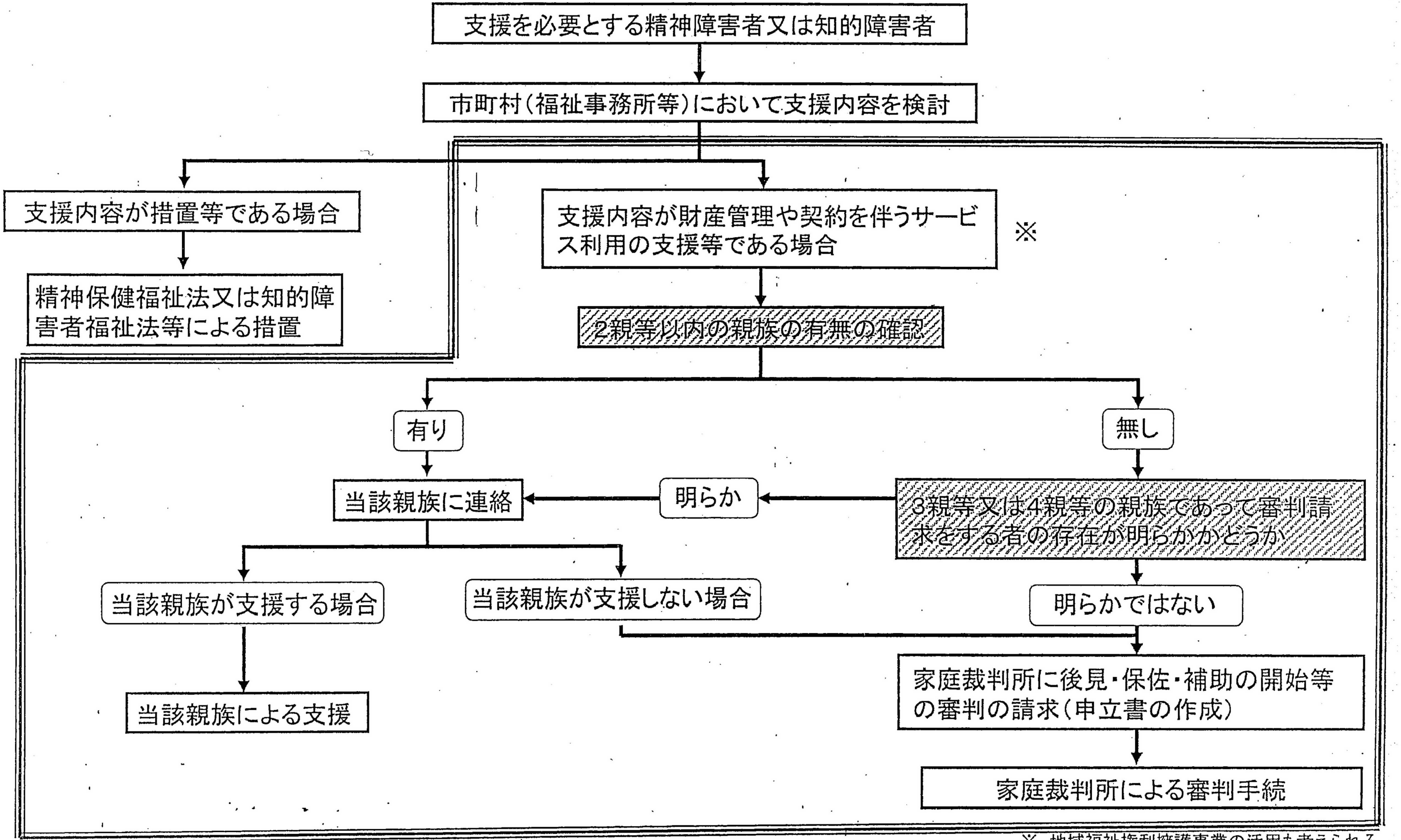

※ 地域福祉権利擁護事業の活用も考えられる。

老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するＱ＆Ａについて

平成12年7月3日　事務連絡

部道府県
各　指定都市老人福祉担当課（室）長あて　　厚生労働省老健局計画課長　通知
中核市

〔沿革〕平成17年7月29日事務連絡改正

老人福祉法第32条に基づく市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判等（以下「法定後見の開始の審判等」という。）の請求及び介護予防・生活支援事業のメニューとして新たに追加された「成年後見制度利用支援事業」に関するＱ＆Ａを別紙のとおり作成いたしましたので、ご参考までに送付いたします。

なお、本件については、法務省と協議済みであることを念のため申し添えます。

（別紙）

Ｑ１　法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行う場合、対象となる者に係る情報をどのように把握するのか。

老人福祉法において、市町村長に法定後見の開始の審判等の請求権を認めた趣旨は、身寄りのない痴呆性高齢者など、親族等による法定後見の開始の審判等の請求が期待できない者についての法定後見制度の利用の支援を目的としたものである。

高齢者福祉サービスについては、介護保険法に基づくサービスの利用が基本であるが、高齢者の実態等、「老人の福祉に関し必要な実情の把握」については、引き続き住民に最も身近な自治体である市町村が行うこととされており（老人福祉法第5条の4第2項第1号）、高齢者の実態を最もよく把握している市町村が、通常の業務の中で把握している情報をもとに請求の必要性を判断することを想定しているものである。

（参考）法定後見の開始の審判等の請求に当たって、本人が任意後見契約を締結しているか否か等について調査することは、市町村長の職務上必要な場合に当たるので、後見登記等に関する法律第10条第5項に基づき、同条第1項の登記事項証明書の交付を無料で請求することができる。

Ｑ２　市町村長は、どういった場合に、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第 32 条に基づいて行うことが想定されるのか。

老人福祉法第 32 条にいう「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」とは、本人に２親等内の親族がない又はこれらの親族があっても音信不通の状況にある場合であって審判の請求を行おうとする３親等又は４親等の親族も明らかでないなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合について、審判の請求を行うか否かを検討することになるものと考えられる。

具体的に想定される事務の流れについては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成 12 年 3 月 30 日付け障障第 11 号、障精第 21 号、老計第 13 号）を参考にしていただきたい。

Ｑ３　法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第 32 条に基づいて市町村長が行う場合、後見、保佐又は補助の３類型のいずれについて請求を行うべきかをどのように判断すればいいのか。

市町村長が老人福祉法第 32 条の規定に基づいて法定後見の開始の審判等の請求を行う場合に、本人のためにいずれの類型の請求（申立て）を行うべきかについては、民生委員や福祉関係者等本人の生活状況を把握しうる者からの情報に基づいて市町村長が判断することになる。

なお、申立てにより開始された家庭裁判所の審理の過程において、本人の精神の状況の鑑定結果等に基づき、当初の申立ての趣旨を他の類型に変更する必要が生じる場合がある。

Ｑ４　本人に２親等内の親族がある場合、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第 32 条に基づいて市町村長が行うことは制限されるのか。

Ｑ２のとおり、２親等内の親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により、本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にありながら、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことを期待することができない場合であって、

かつ、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合には、市町村長が老人福祉法第 32 条の規定に基づいて家庭裁判所に対する請求を行うことも考えられることから、2 親等内の親族がいることのみをもって一律に市町村長の請求権の行使が制限されるものではない。
ただし、市町村長が請求を行うか否かを検討するに当たって、当該親族との間で本人の保護のために必要な法的手続きについて整理する必要があることに留意されたい。

Ｑ５　法定後見の開始の審判等の請求を市町村長が行った場合の費用については、市町村長が負担しなければならないのか。

市町村長が請求を行った場合における家事審判の手続費用に関しては、原則として申立人の負担とされているが「特別の事情」（非訟事件手続法第 28 条）がある場合には、家庭裁判所は、申立人以外の「関係人」に手続費用の全部又は一部の負担を命ずることができるものとされている。この「特別の事情」とは、一般的には、費用を法定の負担者に負担させることが公平の観点から妥当性を欠くと見られる状況をいうものと解されている。
市町村長が申立人となる場合には、申立人自身の利益のためではなく、地域住民の福祉の観点から、地方自治体の長が専ら本人の利益のために申立事務を行うのであるから、家庭裁判所は、「特別の事情」がある場合に該当するとして、「関係人」としての本人等に手続費用の負担を命ずることができるものと考えられる。（具体的にどのような事案で費用の負担を命ずるかは、当該事件の家事審判官の裁量に委ねられている。）
したがって、市町村長は、家庭裁判所に対し、非訟事件手続法第 28 条の命令に関する職権の発動を促す申立てを行い、家庭裁判所が職権を発動すべきであると判断した場合には、費用負担命令を発することになると考えられる。
また、申立段階における手続責用の予納については、申立人である市町村長の事務であるが、上記の費用負担命令がされた場合には、その効果として、市町村長は、予納した手続費用について負担を命ぜられた本人等に対する求償権を取得し、当該費用を求償することになる。（なお、別添（成年後見制度利用支援事業に係る助成の考え方について）の 1 を参照されたい。）
（参考）家事審判法第 7 条、非訟事件手続法第 26 条、第 28 条

Ｑ６　「成年後見制度利用支援事業」のうち、成年後見制度の利用に係る経費に対する助成の対象経費は、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び成年後見人等の報酬の全部又は一部とされているが、国庫補助の対象として具体的にはどのようなものを想定しているのか。

本事業の対象経費の具体的な範囲については、各市町村ごとに地域の実情に応じて判断し、参考単価を基に単価を設定すべきものであるが、一般的には以下のような範囲及び単価設定が想定される。

なお、助成の考え方については、別添を参照されたい。

（単価設定例）

○申立てに要する経費としては、

・申立手数料　　1件につき600円
・登記手数料　　4,000円
・鑑定費用　　　5～10万円程度
・その他　　　　郵便切手、添付書類に要する経費の実費

などが想定される。

○　成年後見人等の報酬については、本事業は、あくまで介護サービスの利用を支援するものであることから、こうした趣旨を踏まえ、参考単価（在宅で28,000円、施設で18,000円）を上限と考え、介護サービスの利用にかかる身上監護や金銭管理等に要する経費部分について、適切な単価設定を図られたい。

（別添）

成年後見制度利用支援事業に係る助成の考え方について

１　申立てに要する経費（申立手数料、登記手数料、鑑定費用等）について

（１）市町村は、家庭裁判所への法定後見の開始の審判等（以下「審判」という。）の申立てに先立ち、申立ての対象となる者の所得状況等を勘案しつつ、当該対象者が申立てに要する経費の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められること等の要件を満たすと判断した場合には、当該経費について市町村として立て替え払いを行うこと及びその額について決定する。

（２）市町村長は、審判の申立てに際し、申立ての対象者に関し成年後見制度利用支援事業に係る助成がされる見込みについて、申立てを行う家庭裁判所に情報提供する。また、市町村長は、申立てに要する経費の全部又は一部について申立ての対象者に負担させることが相当と考える場合には、審判の申立てと同時に、手続費用の負担を命ずる裁判（以下「費用負担命令」という。）についても併せて申し立てることとなる。その際、市町村長として把握している対象者の所得状況等について、申立てを行う家庭裁判所に情報提供する。

（３）家庭裁判所の審判及び費用負担命令を受けて、市町村は、その費用負担額について決定する。費用負担命令がされなかった場合には経費の全部が、経費の一部について費用負担命令がされた場合にはその残額が、審判の申立人である市町村の負担額となり、市町村の負担とされた額を国庫補助の対象経費とする。

＊　上記の手続きにおいては、市町村長が審判の申立てを行う際に手続費用を予納する扱いとされているため、実際の金銭の流れとしては、家庭裁判所の費用負担命令が審判とともに確定した時点において、関係人（申立ての対象者等）が負担すべきものとされた額について市町村長が当該関係人に対して求償するという形をとることとなる。

２　成年後見人等の報酬に係る経費について

（１）成年後見人等の報酬について、成年後見制度利用支援事業による助成がされる見込みがある場合には、市町村は、家庭裁判所にあらかじめその旨の情報提供をするともに、成年後見人等と連絡をとり、報酬付与の申立て又はその審判がされた場合には連絡を受けるよう取り決めておくものとする。

（２）家庭裁判所は、成年後見人等の申立てにより、成年後見人等の事務の状況を確認した上で、申立ての対象者の財産の中から成年後見人等に与える報酬額について審判をする。

（３）市町村は、成年後見人等から上記（１）の連絡を受けた上で、その時点での対象者所得状況等を勘案しつつ、家庭裁判所が決定した報酬額の全部又は一部について対象者に助成する必要があると判断した場合には、助成額を決定し、成年後見人等とも連絡を取った上で、対象者の銀行口座等に振り込む等の措置をとることとなる。その場合、助成を行った額を国庫補助の対象経費とする。

３　成年後見制度利用促進のための広報・普及活動経費について

（１）「成年後見制度利用支援事業」は、介護保険制度の利用等の観点から、「成年後見制度」が今後さらに重要となってくることを踏まえ、その利用促進を図ることを目的とするものである。

（２）そのような目的にかんがみ、上記１及び２に係る助成の他、広報・普及活動費用についても国庫補助の対象経費とされているところであり、この国庫補助を活用した上で、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布、高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催等に積極的に取り組むことが重要である。

成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について

平成20年3月28日　事務連絡

各都道府県　障害福祉主管課あて

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課　通知

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者が成年後見制度を利用することができる体制を構築することは極めて重要である。しかしながら、成年後見制度の利用については、利用者が増加しているものの、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進んでいないとの指摘を受けているところである。

今後、障害者の地域生活への移行を進めていく上で、相談支援事業者や民生委員、障害者の支援を行ってきた障害福祉サービス事業者等の地域の福祉関係者によるネットワークを構築するとととともに、地域自立支援協議会において、権利擁護に関する部会を設置するなど、地域の実情に応じた体制整備を図ることが必要である。

このため、国としても、成年後見制度の利用を促進する観点から、本日、別途通知されたとおり、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を一部改正し、平成20年4月より、成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者を拡大することとされたので、貴管内市町村に周知するとともに、市町村に対する助言・援助をお願いしたい。

記

1　成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者拡大

成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者については、市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に限定していたところであるが、平成20年4月より下記のとおり対象者を拡大する。

改正前	次のいずれにも該当する者 （ア）障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者又は精神障害者 （イ）市町村が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求を行うことが必要と認める者 （ウ）後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

改正後	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

2　市町村長による後見等の開始の審判請求

（1）身寄りがない場合など、家族等による後見等の開始の審判請求が期待できない者については、市町村長申立てを行うことが有効であると考えられることから、補助事業対象の有無にかかわらず積極的な活用をお願いしたい。

（2）市町村長申立てに当たっては、平成17年7月29日障障発第0729001号、障精発第0729001号、老計発第0729001号通知「「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について」により、従来、四親等以内の親族の有無を確認していたものを、四親等以内の親族の有無の確認作業が極めて煩雑であることも要因となって、市町村長申立てが十分に活用されてこなかったことから、二親等以内の親族の有無を確認すればよいこととしたところであるので、身寄りがない等の理由で成年後見制度を利用することができないことのないようお願いしたい。

3　障害者の権利擁護のための体制整備

障害者の権利擁護を図ることは極めて重要であるため、意思能力が不十分な知的障害者又は精神障害者に対しては、成年後見制度に関する相談に応ずるとともに、家庭裁判所等との連携に努めること。また、地域自立支援協議会に権利擁護に関する部会を設置するなど、成年後見制度の円滑な利用に向けて、地域におけるネットワークの構築に努めること。

成年後見制度利用支援事業に関する照会について

平成20年10月24日　事務連絡

　　都道府県
各　指足都市　民生主管部（局）長あて
　　中核市

厚生労働省老健局計画課長　通知

介護保険制度の円滑な推進について、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、成年後見制度利用支援事業につきましては、「地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発0609001号）」により実施されているところですが、今般、当該事業の補助対象について照会がありましたので別紙のとおり情報提供いたします。

また、貴管内市町村に対して周知していただきますようお願いいたします。

（別紙）

問　成年後見制度利用支援事業において補助対象となるのは、市町村申立てに限るものなのか。

（回答）

成年後見制度利用支援事業の補助は、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象となりうるものである。

当該事業は、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用ができないといった事態を防ぐことを目的としているものであり、補助事業として実施する事業名や補助対象経費の一例としては、以下のものが考えられる。

【 事 業 例 】

①申立て費用、後見人報酬等に対する助成事業
　・登記印紙代、鑑定費用、後見人・補佐人等の報酬等

②成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動
（１）パンフレットの作成・配布
　・印刷製本費、役務費、委託料等
（２）説明会・相談会の開催
　・諸謝金、旅費、会場借上費等

また、実施要綱に掲げる当該事業の名称・内容はあくまでも例示であり、当該事業は、地域の実情に応じて必要な支援を行うことを目的とする任意事業の一つであることから、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業である限り、市町村が創意工夫を活かした多様な事業形態での実施ができるような経費（「地域支援事業交付金の交付について」（交付要綱）に定める対象経費に該当するもの）が補助の対象となる。

大分県成年後見制度推進連絡会議設置要綱

（目　　的）
第１条　認知症高齢者の増加や障がい者の地域移行の促進など、地域で権利擁護支援ニーズが増加していることを踏まえ、地域の実情に応じた多様な権利擁護支援の検討をおこなうため、関係機関・団体が参加する成年後見制度推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　連絡会議は、次の事項について協議する。
（１）成年後見制度の推進に係る調査分析に関すること。
（２）成年後見制度の推進に係る情報共有に関すること。
（３）地域の実情に応じた成年後見制度の推進方策の検討に関すること。
（４）前各号に掲げるもののほか、成年後見制度の推進に関する事項について協議する。

（構　　成）
第３条　連絡会議の委員は、別表に掲げる機関、団体をもって構成する。
２　連絡会議において、構成団体の過半数が必要と認めるときは、委員を追加することができる。

（事務局）
第４条　連絡会議の事務局は、福祉保健部地域福祉推進室に置く。

（招　　集）
第５条　連絡会議は、事務局が招集し、これを主宰する。
２　構成団体の過半数が必要と認めるときは、構成団体以外の者に出席を求めることができる。

（作業部会）
第６条　連絡会議の協議に資するため、所掌事項について調査する作業部会を置くことができる。

（その他）
第７条　この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に関し必要な事項は、その都度協議するものとする。

附　則

この要綱は、平成２７年９月２９日から施行する。

【大分県成年後見制度推進連絡会議　構成団体】

司法・専門職・後見関係団体	日本司法支援センター（法テラス）大分地方事務所
	大分県弁護士会　高齢者・障害者の権利に関する特別委員会
	（公社）成年後見センターリーガルサポート大分支部
	（公社）大分県社会福祉士会　ぱあとなあ大分
	コスモス成年後見サポートセンター大分県支部
	（特非）成年後見・権利擁護大分ネット
	（特非）市民後見ささえあい
福祉関係団体	（社福）大分県社会福祉協議会（県あんしんサポートセンター）
	大分県障害者相談支援事業推進協議会
当事者団体	認知症の人と家族の会大分県支部
	大分県手をつなぐ育成会
	（公社）大分県精神保健福祉会
市町村	県内１８市町村
県関係課・室	福祉保健部　高齢者福祉課
	福祉保健部　障害福祉課
	福祉保健部　地域福祉推進室　（事務局）

【市町村申立マニュアル作業部会　構成団体】

司法・専門職・後見関係団体	大分県弁護士会　高齢者・障害者の権利に関する特別委員会
	（公社）大分県社会福祉士会　ぱあとなあ大分
	（特非）成年後見・権利擁護大分ネット
福祉関係団体	（社福）大分県社会福祉協議会　（県あんしんサポートセンター）
当事者団体	認知症の人と家族の会大分県支部
市町村	大分市　長寿福祉課
	別府市　高齢者福祉課
県関係課・室	福祉保健部　地域福祉推進室

※（外部協力）大分家庭裁判所

【参考文献】

・成年後見制度市町村申立マニュアル／千葉県・千葉県社会福祉協議会（2012.3）
・成年後見制度市町村長申立マニュアル／新潟県・新潟県社会福祉協議会（2014.11）
・成年後見ハンドブック／大分家庭裁判所（2015.11）
・別府市　市長申立手続きの流れ／別府市（2016.4）
・法人後見推進マニュアル／大分県・大分県社会福祉協議会（2017.3）

大分県市町村長申立マニュアル

平成３０年７月発行

編集・発行：大分県成年後見制度連絡会議・市町村申立マニュアル作業部会

（事務局）大分県福祉保健部福祉保健企画課